

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第18号

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市火災予防条例施行規則（平成17年亀山市規則第120号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中 「全出力又は定格容量」 $\left. \begin{array}{c} \text{KW} \\ \text{AH} \cdot \text{セル} \end{array} \right|$ を 「全出力又は蓄電池容量」 $\left. \begin{array}{c} \text{kW} \\ \text{kWh} \end{array} \right|$ に改め、同様式備考の4中「定格容量の」を「蓄電池容量

の」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。